

岩手大学における受託事業に係る間接経費の取扱細則

平成17年 1 月 2 0 日 制 定

平成26年 7 月 1 日 最終改正

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手大学受託事業取扱規則（以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、受託事業における間接経費の取扱いについて必要な事項を定める。

(間接経費の額)

第2条 規則第6条第1項に規定する間接経費の額は、受託事業遂行のため必要となる直接経費の額の30%に相当する額とする。

(間接経費の免除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各項いずれかに該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができるものとする。

- 2 当該受託事業が国による公募（地方公共団体又は独立行政法人等が、国からの補助金等により公募を行うことが明瞭な場合を含む。）によるものであって、次に掲げる場合。
 - 一 公募を行う委託者側の事情により間接経費の額が直接経費の30%に相当する額より低い額となる場合
 - 二 前年度以前から継続しているものであって、当初より、間接経費の減免が認められていた場合
 - 三 他大学等から岩手大学（以下「本学」という。）に移籍してきた者が、移籍前から実施していたもののうち、移籍前の所属機関における間接経費の割合が直接経費の30%よりも低い割合となっていた場合
 - 四 当該受託事業の実施が本学にとって極めて重要であって、当該受託事業を実施する上で、間接経費の減免が特に必要であると岩手大学長（以下「学長」という。）が認める場合
- 3 当該受託事業が前項に掲げるもの以外であって、次に掲げる場合。
 - 一 委託者が国（地方公共団体又は独立行政法人等で、国からの補助金等を受け、その再委託により事業を委託することが明瞭な場合を含む。）である場合であって、委託者側の事情（営利企業を通じた再々委託として受託する場合等における営利企業側の事情は除く）により間接経費の額が直接経費の30%に相当する額より低い額となる場合
 - 二 委託者が地方公共団体又は独立行政法人等で、当該受託事業に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進及び地域振興の推進に著しく寄与するものと期待されるものであると学長が認める場合

三 委託者が前2号に規定するもの以外の場合で、当該受託事業が本学における教育研究及び地域振興の推進に極めて有意義であると学長が認める場合

(間接経費の使途)

第4条 間接経費は、受託事業遂行に関連して本学において間接的に必要となる管理的経費に使用する。

附 則

この細則は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年7月1日から施行する。